

# 新ひだか町では、国の総合経済対策である重点支援 地方交付金を活用して次の事業を実施します！！



## お米・ごみ袋配付

### ◆配付内容

- ①町民一人当たり 町内産米 2kg+道内産米 2kg
  - ・ 静内地区にお住まいの方：万馬券 2kg+道内産米 2kg
  - ・ 三石地区にお住まいの方：トキノミノル 2kg+道内産米 2kg



- ②町民一人当たり 町指定ごみ袋 1セット（燃やせるごみ用(小)10枚入）

### ◆ 2月上旬頃から各世帯へ順次発送

※全ての世帯に行き届くのに2か月程度かかることが想定されます。  
ご理解のほどよろしくお願いいたします。



【問合せ】 農政課 ☎33-2113

## 灯油給付券交付

### ◆交付内容

一世帯当たり灯油給付券  
12,000円分を交付  
(2,000円券×6枚)



### ◆灯油給付券の有効期限

令和8年3月31日（火）まで

### ◆1月下旬頃から各世帯へ順次郵送

### ◆灯油給付券の取扱事業者につきましては、同封されている一覧表をご確認ください。

【問合せ】  
福祉課 ☎49-0286

## 上下水道基本料金免除

### ◆対象月

令和8年2月・3月請求分

### ◆免除額

基本料金（使用水量10m<sup>3</sup>まで）

水道：1,760円  
下水道：2,110円

### ◆対象者

水道料→上水用途が家事用の方  
下水道料→下水用途が一般用の方

### ◆実施方法

請求金額より基本料金を減額し、  
残りの金額について納入通知書の  
発行及び口座振替を行います。



【問合せ】  
上下水道課 ☎49-0296

## 【お米・ごみ袋・灯油給付券の対象者】

令和8年1月1日時点において新ひだか町に  
住民登録されている方（世帯）



詳しくは町公式HP  
をご覧ください

# 物価高対応子育て応援手当のご案内

対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します！

## 1. 対象児童

- (1) 新ひだか町で令和 7 年 9 月分の児童手当の対象となった児童
- (2) 令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までに出生した児童

## 2. 支給対象者

- (1) 新ひだか町で令和 7 年 9 月分の児童手当を受給した方
- (2) 令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までに出生した児童の保護者

## 3. 支給額

対象児童 1 人につき 2 万円（1 回限り）です。

## 4. 支給時期

3 月から順次支給を開始します。

## 5. 申請について

### 原則申請は不要です。

ただし、次に該当する方は申請が必要です。

- ① 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までに出生した児童の保護者
- ② 令和 7 年 10 月 1 日以降に離婚(離婚調停中等も含む)により児童手当の申請が必要になった保護者
- ③ 所属庁から児童手当を受給している公務員(下記「公務員の方へ」を参照)

**※上記①②のうち 1 2 月末までに新ひだか町で児童手当の申請を行っている場合は申請不要**



詳しくは町公式HP  
をご覧ください

## 6. 支給方法

児童手当受給口座への振り込み（口座を変更する場合は別途届け出が必要）

～公務員の方へ～

公務員の方は、所属庁を通じて案内があります。  
詳しくは、所属庁の人事担当にご確認ください。

## 【問合せ】

- 静内庁舎福祉課

電話：(49) 0291

(受付時間：平日8:45～17:30)

- こども家庭庁コールセンター

電話：0120-252-071

(受付時間：平日9:00～18:00)